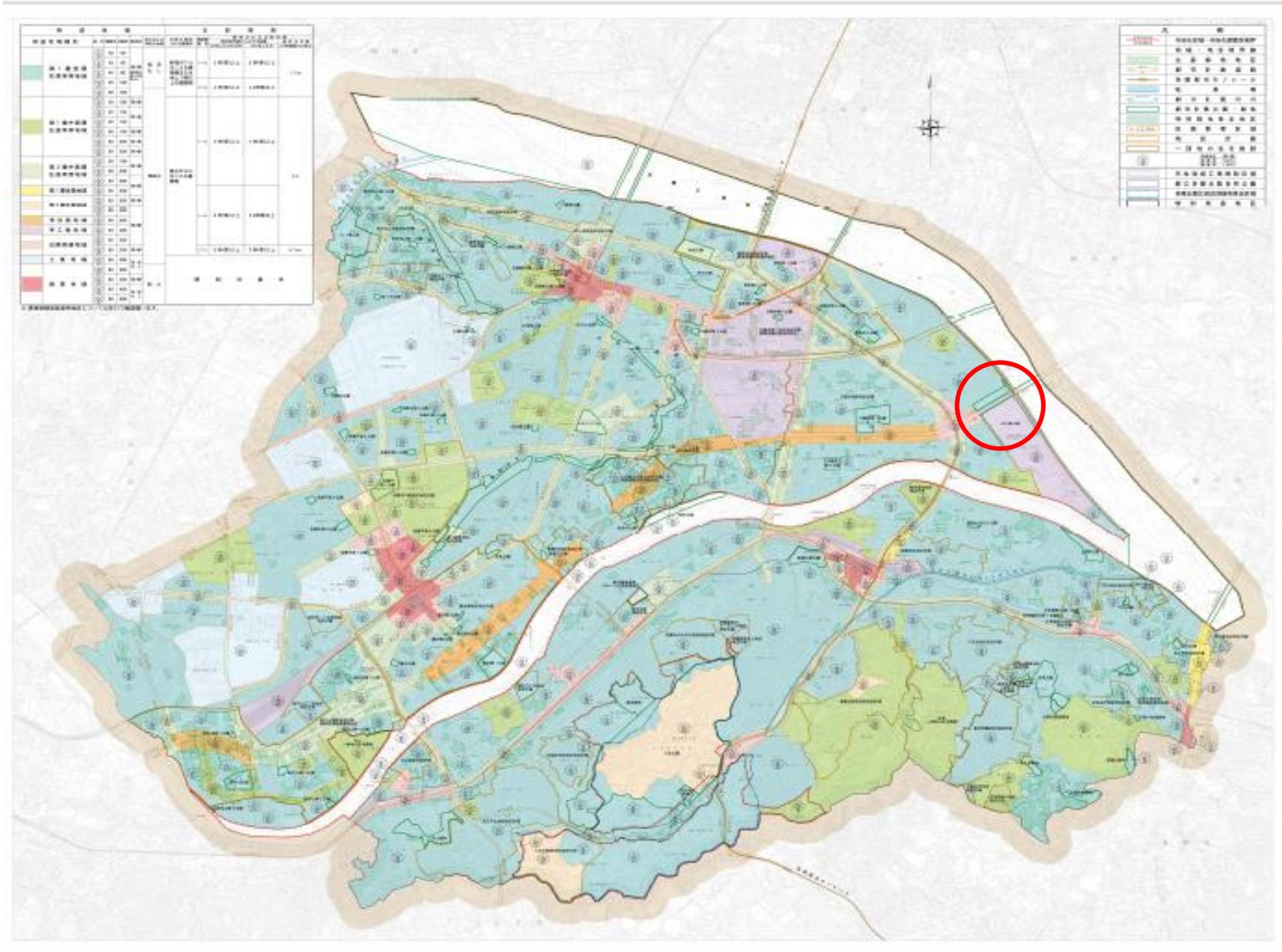


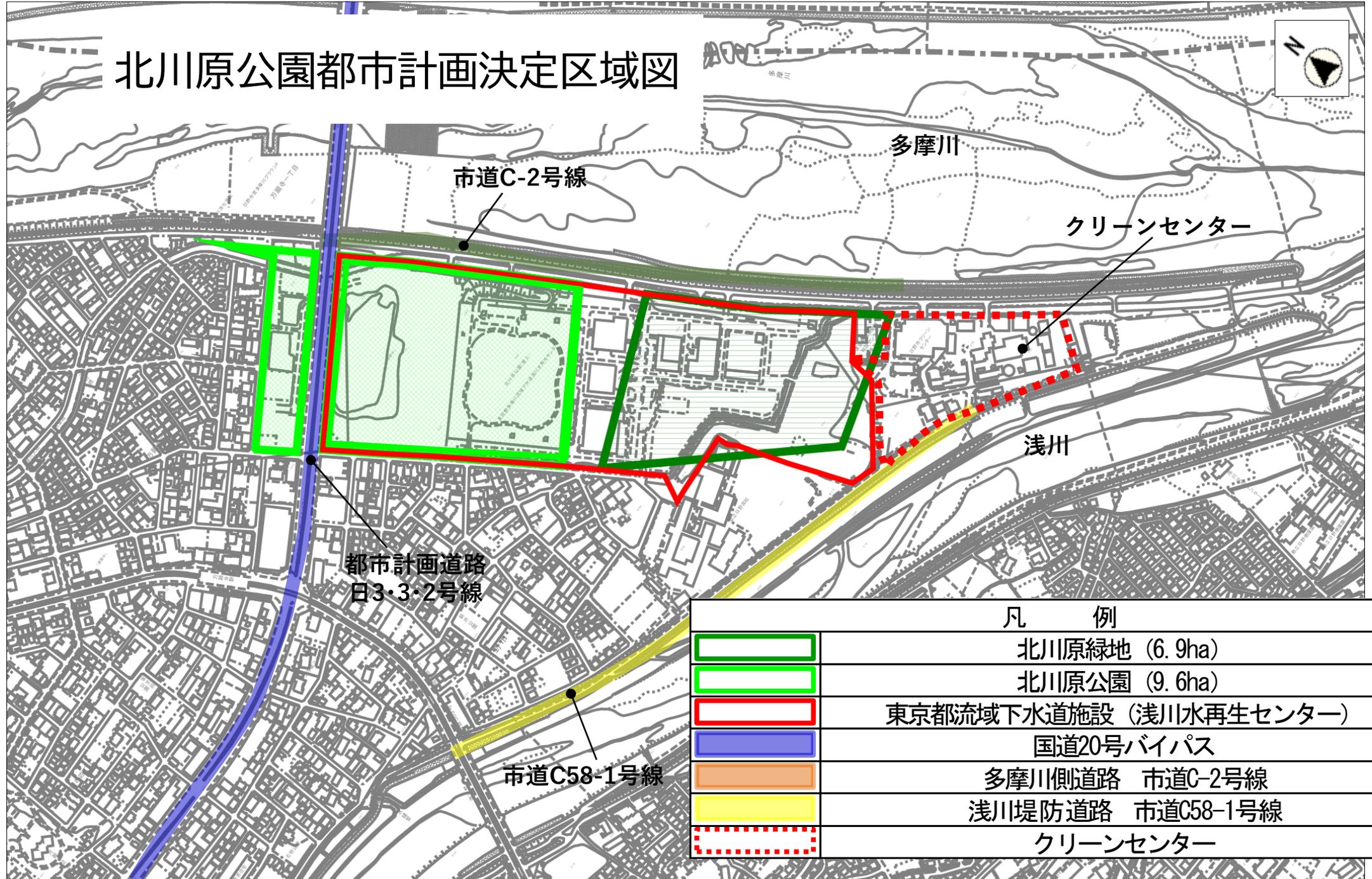
報告事項第 2 号

北川原公園予定地ごみ搬入路整備に
関する住民訴訟について

北川原公園位置図



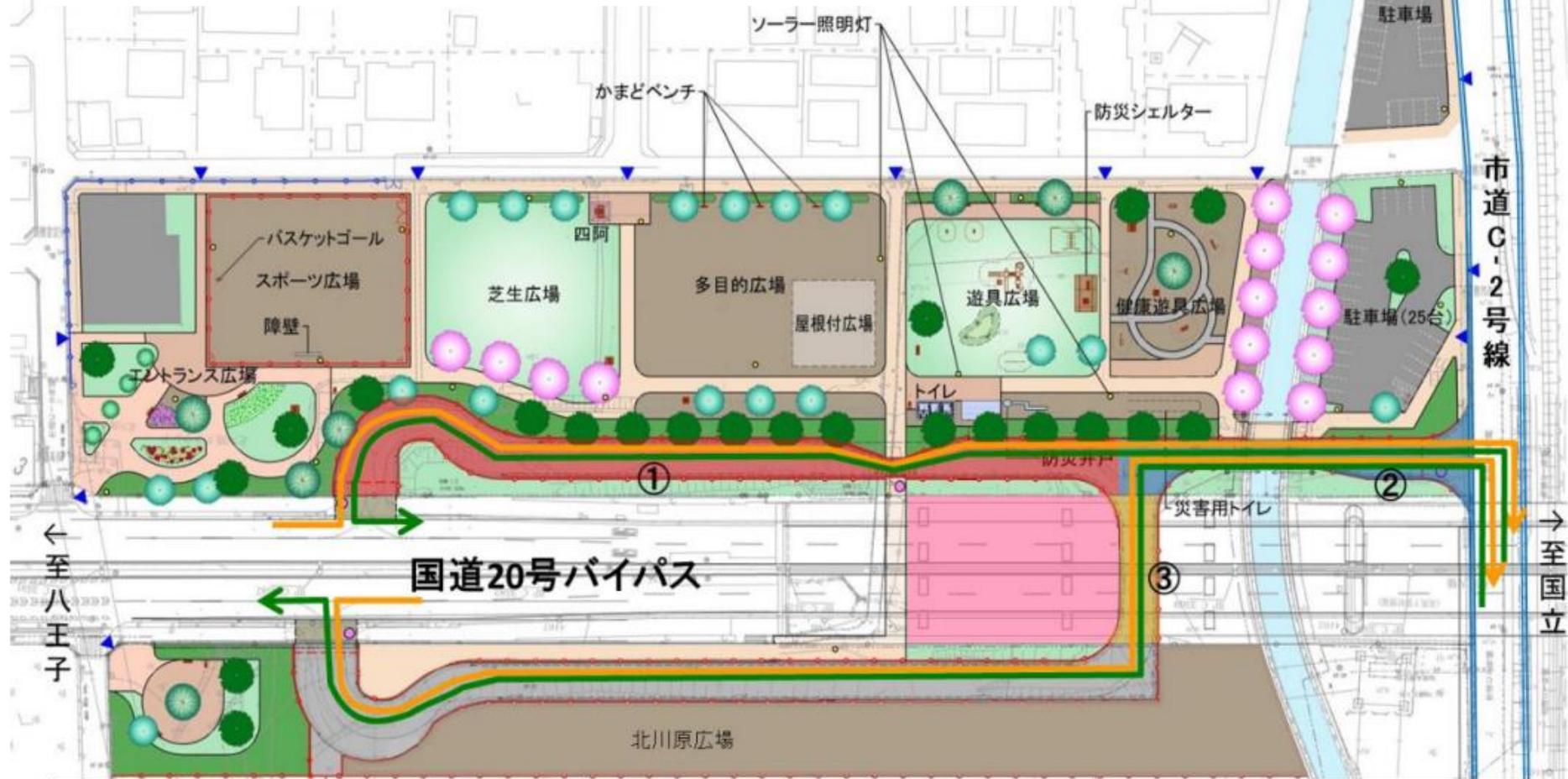
北川原公園都市計画決定区域図



北川原公園クリーンセンター専用路整備工事住民訴訟の経過

年月	内容
平成24年4月	国分寺市・小金井市より可燃ごみ共同処理の打診を受ける。
平成24年8月	東京都都市整備局緑地景観課にごみ搬入路の整備手法について相談。兼用工作物とするか都市計画変更が考えられるが都市計画公園から搬入路を除外する場合は同等面積を近隣に確保しなければならないと助言を受ける。
平成26年1月	日野市・国分寺市・小金井市が新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書を締結。稼働期間は30年で次期施設の設置場所は日野市域外とすることを確認。
平成27年12月	市として都市計画変更はせずにクリーンセンター専用路として30年間の暫定利用とする方針を決定。東京都に報告。
平成28年7月・10月	クリーンセンター専用路の設計について中止を求める住民監査請求を、市監査委員会では棄却。住民訴訟が提起される。
平成29年11月	市がクリーンセンター専用路整備工事に着手。
令和2年4月	ごみ処理施設本格稼働
令和2年11月	東京地裁でクリーンセンター専用路の整備は都市計画法違反であり、市は市長に2.5億円の損害賠償を請求せよとの判決が出される。市は控訴。
令和3年12月	東京高裁で一審の判決を認める判決が出される。市は上告。
令和4年9月	最高裁が市の上告を不受理とする決定。判決が確定。

北川原公園クリーンセンター専用路現況図



<p>道路維持管理用資機材置場 (道路管理者間協議)</p>	<p>① クリーンセンター専用路+公園 (都市公園法兼用工作物)</p> <p>② 市道+公園 (都市公園法兼用工作物)</p> <p>③ 市道のみ</p>
<p>→ ごみ収集車両経路 (行き)</p> <p>← ごみ収集車両経路 (帰り)</p>	

判決の概要

- 北川原公園予定地における本件通行路の設置は、客観的に見て実質的な都市計画の変更に当たる。
- 30年又はそれ以上という長期間にわたり、北川原公園予定地の全体を公園として整備する本件都市計画の実現が不可能又は著しく困難になるという結果を招来する。
- 大坪市長がこれを決定したことは、職務上考慮すべき事情を考慮せず、かつ、本件都市計画の変更を行う際の手続規制を潜脱したものであって、都市計画決定権者としての日野市の裁量権を逸脱又は濫用したものの。

今後の対応

- 違法性の解消にむけて、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を、市民の参画、合意形成を図りながら検討する。
- 検討結果により、都市計画変更などの手続きを行う。

「都市計画審議会の運用について」

- 都市計画運用指針において「都市計画に関する案の作成の前段階その他都市計画決定手続以外の場面においても、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい。」とされています。
- 本件のように、都市計画の決定や変更等について法解釈等の判断を要するものについては、都市計画審議会等によりあらかじめ専門家等の意見を聞き丁寧に対応していきたいと考えています。

都市計画運用指針(抜粋)

- 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会は、都市計画法その他法令でその権限に属せられた事項の調査審議のほか、都道府県知事又は市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議等を行うこととされており、地方における都市計画に関し各種の提言を行うことが法令上期待されている。
- また、都市計画に関する事項については、住民の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえて立案していくことが、都市計画に対する住民の合意形成を円滑化するとともに、都市計画の着実な実施を図る観点から重要となってきた。
- このため、今後、都市計画に関する案の作成の前段階その他都市計画決定手続以外の場面においても、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい。